

土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年東京都条例第百三号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）				第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
一 法第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	三万九百円	指定申請のとき。				
二 法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	二万四千八百円	更新申請のとき。				
三 法第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	二十四万円	許可申請のとき。	一 法第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	二十四万円	許可申請のとき。
四（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	二（略）	（略）	（略）	（略）
五（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	三（略）	（略）	（略）	（略）